

要求水準書

1 キャンプ事業

(1) 基本方針

- ・キャンプ事業及び自主事業参加者、一般公園利用者に配慮した事業を実施してください。

(2) 予約ホームページの作成

- ・予約のためのホームページを「公園施設管理許可事業者」（以下、「事業者」といいます。）で作成してください。

(3) 排水制限

- ・油や洗剤を含む汚水の排水は河川保護の観点から不可とします。

(4) 既存施設

- ・事業実施区域内の既存施設は以下のとおりです。

名称	数量	機能	写真
水飲み場	1基	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口2つ ・水飲み1つ 	

(5) 火気を使用した調理行為

- ・火を使用する際は必ず焚火台等を使用するものとし、焚き火等の直火は禁止とします。

(6) まちなかイベント等との同時開催

- ・まちなかイベント等（例：豊田市駅前や中心市街地のイベント、豊田スタジアムのイベント、河川敷公園のその他業者開催のイベント等）との同日開催を2回以上実施してください。

※豊田スタジアムのイベント開催日程について、公募期間内で不明の場合は、日程が確定次第、豊田市と事業者と関係者の3者で調整させていただきます。

(7) 豊田市の事業等による開催日程の影響

- ・豊田市の事業等（例：花火大会、ラリーイベント等）により、ご提案いただいた日程でキャンプ事業及び自主事業が実施できない場合があります。予め御了承ください。

(8) 河川増水時の対応

- ・河川増水時には、流出の恐れがある工作物等の撤去、搬出の対応が必要です。
- ・豊田市が河川敷公園の工作物等撤去の判断をした場合は当該日の事業は中止してください。
- ・事業実施区域内に工作物を設置する場合は、高橋水位観測所が 0.00m となった時から 2.5 時間以内に撤去、搬出を完了させてください。
- ※大規模構造物（大型ステージ等）を設置する際には撤去及び完了が 2.5 時間内にできるか注意してください。

(9) 開催日の人員配置

- ・開催日は、増水時等の緊急時に備えて、現場に 1 人以上の人員を配置してください。

(10) トイレ管理

- ・公園施設管理許可期間中に、豊田市が事業提案区域内に標準仕様の簡易水洗トイレ 4 基を設置します。
- ※詳細な設置場所については、事前に事業者と豊田市で調整します。
- ・キャンプ事業開催日以外は事業者または豊田市が施錠し、使用禁止措置を実施します。

(参考) トイレの外観・内観

- ・機種名：快適トイレ (TU-CTVF4)



- ・豊田市が設置するトイレの管理に係る対応区分については、以下の表のとおりとします。

設置者：	清掃	トイレット ペーパーの 補充	水洗用の 水の補充	ライトの 設置	汲み取り	その他 対応 (引上げ等)
豊田市						
事業者	○	○	○	○		
豊田市					○	○

- ・豊田市が設置する 4 基以外に、事業者によるトイレ増設は可能です。
- ・事業者が設置するトイレの管理に係る対応区分については以下の表のとおりとします。

設置者：	清掃	トイレット ペーパーの 補充	水洗用の 水の補充	ライトの 設置	汲み取り	その他 対応 (引上げ等)
事業者						
事業者	○	○	○	○	○	○
豊田市						

(11) 巡視

ア 目的

- ・都市公園の適切な利用のため、以下「イ 巡視内容」の該当者に対して注意喚起を行ってください。

イ 巡視内容

- ・以下の巡視項目該当者を発見した場合は、後日豊田市から提供する案内を配布し、行為の中止を促してください。
 - 1 バーベキューなど火気を用いた調理（カセットコンロ等ガスの供用を含む）。
 - 2 犬などの動物をリード無しに放しているもの。
 - 3 ゴミを持ち込んだり、投棄している、またはしようとしているもの。
 - 4 他の利用者に危害を及ぼす恐れのある行為を行うもの（例：ゴルフの練習等）。

ウ 実施日時

- ・キャンプ事業と自主事業の種別によらず、事業提案区域内における宿泊を伴うキャンプ及びデイキャンプの開催日事業実施日（宿泊を伴う事業の場合は各日）は、午前10時から午後1時の間に1回以上行ってください。

エ 実施範囲

- ・実施範囲は、以下（巡視区域図）のとおりとします。

【巡視区域図】



(12) 車両の乗り入れ

- ・キャンプ（デイキャンプ含む）事業及び自主事業を実施する場合のみ、事業者及び参加者による事業実施区域への車両の乗り入れを認めます。なお、事業提案区域内を事業者及び参加者の駐車場のみで使用することはできません。

(13) 責任分担

- ・責任の分担については、募集要項の10「リスク分担表」に定めるとおりとします。
- ・豊田市が河川敷公園の工作物等撤去の判断をした場合等により、中止となった事業においては、豊田市は事業に係る補償や費用についての責を負いません。
- ・事業の開催については、事業者において安全を考慮して判断してください。
その判断による損失と責任について、豊田市は一切責を負わないものとします。
- ・募集要項の10「リスク分担表」に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、豊田市と事業者の双方協議の上で当該事態に係る責任分担を決定します。

(14) 損害賠償

- ・事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければなりません。
 - (1) 事業者の責に帰すべき事由により、豊田市又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 事業者の責に帰すべき事由により公園施設管理許可が取り消された場合において、豊田市又は第三者に損害を与えたとき。
- ・事業者の管理運營業務の実施に際し、事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、豊田市が当該第三者に損害の賠償を行ったときは、豊田市は事業者に対して、当該賠償した額の全部又は一部を求償することができることとします。

(15) 保険

- ・事業者は、(13) 責任分担及び(14) 損害賠償の規定に対応するため、必要に応じて、事業者の費用負担で保険に加入するものとします。

(16) 実施前の安全確認

- ・事業者は、事業の実施前に事業提案区域内の安全を確認してください。

2 自主事業

(1) 基本方針

- ・「1 キャンプ自主事業（1）基本方針」の記載内容と同様とします。

(2) 条件

- ・事業の性質に応じて、以下のすべての項目に適合するものとしてください。
 - ア 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること。
 - イ 事業内容が公序良俗に反しないものであること。
 - ウ 法令（都市公園法第11条、都市公園法施行令第18条、豊田市都市公園条例第4条）に抵触しないこと。

(3) 河川増水時の対応

- ・「1 キャンプ自主事業（8）河川増水時の対応」の記載内容と同様とします。

(4) 開催日の人員配置

- ・「1 キャンプ自主事業（9）開催日の人員配置」の記載内容と同様とします。

(5) 車両の乗り入れ

- ・自主事業でキャンプ（デイキャンプ含む）事業以外を開催する場合は、事業者及び参加者による事業実施区域への車両の乗り入れを原則認めません。

(6) 責任分担

- ・「1 キャンプ自主事業（13）責任分担」の記載内容と同様とします。

(7) 損害賠償

- ・「1 キャンプ自主事業（14）損害賠償」の記載内容と同様とします。

(8) 保険

- ・「1 キャンプ自主事業（15）保険」の記載内容と同様とします。

(9) 実施前の安全確認

- ・「1 キャンプ自主事業（16）実施前の安全確認」の記載内容と同様とします。